

外務省行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改正案						現 行					
<p>(集中管理の推進)</p> <p>第16条 総括文書管理者は、<u>文書管理者から引継ぎを受けた行政文書ファイル等について、別に定めるところにより、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存するとともに、集中管理しなければならない。</u></p>						<p>(集中管理の推進)</p> <p>第16条 総括文書管理者は、<u>外務省における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u></p>					
<p>附則</p> <p>この訓令は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p><u>(削除)</u></p>						<p>附則</p> <p><u>1</u> この訓令は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p><u>2</u> <u>第16条の方針は、平成25年度までに策定するものとする。</u></p>					
別表第1 行政文書の保存期間基準						別表第1 行政文書の保存期間基準					
事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①(略)	30年	(略)	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①(略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 				<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 		

					中間報告, 最終報告, 建議, 提言					中間報告, 最終報告, 建議, 提言	
			③ (略)		(略)					(略)	
		(2)~(7) (略)	(略)		(略)			(2)~(7) (略)	(略)	(略)	
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						
3	政令の 制定又は改廃 及びその経緯	(1)立案の 検討	① (略)	30 年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言 	(略)	(略)	30 年	(略)	
			②立案の検討 に関する審 議会等文書 (一の項イ)		(略)					<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言 	(略)
			③ (略)		(略)					(略)	
		(2)~(7) (略)	(略)		(略)			(2)~(7) (略)	(略)	(略)	
4	省令そ の他の 規則の	(1)立案の 検討	① (略)	30 年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 	(略)	(略)	30 年	(略)	
			②立案の検討 に関する審		(略)					(略)	
			③ (略)		(略)					(略)	
		(2)~(7) (略)	(略)		(略)			(2)~(7) (略)	(略)	(略)	
4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						
3	政令の 制定又は改廃 及びその経緯	(1)立案の 検討	① (略)	30 年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言 	(略)	(略)	30 年	(略)	
			②立案の検討 に関する審 議会等文書 (一の項イ)		(略)					<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言 	(略)
			③ (略)		(略)					(略)	
		(2)~(7) (略)	(略)		(略)			(2)~(7) (略)	(略)	(略)	
4	省令そ の他の 規則の	(1)立案の 検討	① (略)	30 年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 	(略)	(略)	30 年	(略)	
			②立案の検討 に関する審		(略)					(略)	
			③ (略)		(略)					(略)	
		(2)~(7) (略)	(略)		(略)			(2)~(7) (略)	(略)	(略)	

	制定又は改廃及びその経緯		議会等文書 (一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間報告, 最終報告, 提言
			③ (略)		
		(2)~(5) (略)	(略)		(略)
閣議, 関係行政機関の長で構成される会議又は省議 (これらに準ずるものを含む。) の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)~(3) (略)	(略)	30年	(略)
		(4)基本方針, 基本計画又は白書その	① (略)		(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書 (五の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料
	制定又は改廃及びその経緯		議会等文書 (一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間報告, 最終報告, 提言
			③ (略)		
		(2)~(7) (略)	(略)		(略)
閣議, 関係行政機関の長で構成される会議又は省議 (これらに準ずるものを含む。) の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)~(3) (略)	(略)	30年	(略)
		(4)基本方針, 基本計画又は白書その	① (略)		(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書 (五の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料

		他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。）	③～⑤（略）		・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言 (略)			他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。）	③～⑤（略）		・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言 (略)
--	--	---	--------	--	--	--	--	---	--------	--	--

6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③（略）	10年	（略）	6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③（略）	10年	（略）
			④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口）及び会議（ <u>国務大臣を構成員とする会議に限る。</u> ）の議事が記録された文書		・配付資料 ・議事の記録				④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口） <u>（新設）</u>		・配付資料 <u>（新設）</u>
7	省議（これ	省議の決定又は了	①～②（略）	10年	（略）	7	省議（これ	省議の決定又は了	①～②（略）	10年	（略）
			③省議に検討		・配付資料				③省議に検討		・配付資料

	に準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	解に関する立案の検討その他の重要な経緯	のための資料として提出された文書（七の項口）及び省議（ <u>国務大臣を構成員とする省議に限る。</u> ）の議事が記録された文書		・議事の記録		に準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	解に関する立案の検討その他の重要な経緯	のための資料として提出された文書（七の項口） <u>（新設）</u>		<u>（新設）</u>			
	複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					④（略）	（略）	複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					④（略）	（略）
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への	①～③（略） ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議	10年	（略） ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料		8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への	①～③（略） ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議	10年	（略） ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料		

		協議その他の重要な経緯	の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 (八の項口)				協議その他の重要な経緯	の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 (八の項口)			
			⑤ (略)		(略)			⑤ (略)		(略)	
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言	9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言
			③~⑤ (略)		(略)			③~⑤ (略)		(略)	
10	地方公共団体に対して示す基準の	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料	10	地方公共団体に対して示す基準の	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料

	設定及びその経緯	な経緯			・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言					・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言	
					(略)					(略)	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号口の審査基準, 同号ハの処分基準, 同号ニの行政指導指針及び同法第	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言					・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言	
			②~⑤(略)		(略)					(略)	

		6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯						6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯			
		(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)			(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	裁決, 決定その他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	(略)			(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	裁決, 決定その他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	(略)
	②審議会等文書(十四の項目)		・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申, 建議, 意見			②審議会等文書(十四の項目)	・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申, 建議, 意見				
	③～④ (略)		(略)			③～④ (略)	(略)				

		(6) (略)	(略)	(略)	(略)			(6) (略)	(略)	(略)	(略)	
12	法人の 権利義 務の得 喪及び その経 緯	(1)行政手 続法第 2条第 8号口 の審査 基準, 同号ハ の処分 基準, 同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他 の重要	①立案の検討 に関する審 議会等文書 (十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報 告, 建議, 提言		12	法人の 権利義 務の得 喪及び その経 緯	(1)行政手 続法第 2条第 8号口 の審査 基準, 同号ハ の処分 基準, 同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他 の重要	①立案の検討 に関する審 議会等文書 (十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報 告, 建議, 提言
			②~⑤ (略)		(略)					②~⑤ (略)		(略)

		な経緯			
		(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①(略)	裁決, 決定その他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	(略)
	②審議会等文書(十四の項目)		・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申, 建議, 意見		
	③~④(略)		(略)		
		(6)(略)	(略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項					
13(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
14	告示,	(1)告示の	①立案の検討	10年	・ 開催経緯

		な経緯			
		(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①(略)	裁決, 決定その他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	(略)
	②審議会等文書(十四の項目)		・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申, 建議, 意見		
	③~④(略)		(略)		
		(6)(略)	(略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項					
13(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
14	告示,	(1)告示の	①立案の検討	10年	・ 開催経緯

	訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	に関する審議会等文書 (二十の項イ)		・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言
		(2) (略)	②～⑤ (略)	(略)	(略)
15～16 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
17	独立行政法人等に関する事	(1)独立行政法人通則法 (平成	① (略)	10年	(略)
			②評価委員会に検討のための資料と		・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u>
	訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	に関する審議会等文書 (二十の項イ)		・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言
		(2) (略)	②～⑤ (略)	(略)	(略)
15～16 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
17	独立行政法人等に関する事	(1)独立行政法人通則法 (平成	① (略)	10年	(略)
			②評価委員会に検討のための資料と		・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u>

	項	11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	して提出された文書, 評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項口)		・配付資料 ・意見		項	11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	して提出された文書, 評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項口)		・配付資料 ・意見	
		(2) (略)	③~④ (略)	(略)	(略)			(2) (略)	③~④ (略)	(略)	(略)	
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告, 最終報告,		18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法	10年	・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告, 最終報告,

		法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）	第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ）		提言			法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）	第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ）		提言
		第6条の基本計画の立案の検討，政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	②～⑥（略）		（略）			第6条の基本計画の立案の検討，政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	②～⑥（略）		（略）
19	公共事業の実	直轄事業として実	①（略）	事業終了の日に係る特	（略）			直轄事業として実	①（略）	事業終了の日に係る特	（略）
			②立案の検討		・開催経緯				②立案の検討		・開催経緯

	施に関する事項	施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	に関する審議会等文書（二十七の項イ）	定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言 (略)		施に関する事項	施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	に関する審議会等文書（二十七の項イ）	定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報告, 建議, 提言 (略)	
20 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		20 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
21	国会及	(1) (略)	(略)	(略)	(略)		21	国会及	(1) (略)	(略)	(略)	

	び審議 会等 にお ける 審議 等 に関 する 事項	(2)審議 会等 (1 の項 から 20 の項 まで に掲 げる もの を除 く。)	審議会 等文書 (二十九 の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報 告, 建議, 提言		び審議 会等 にお ける 審議 等 に関 する 事項	(2)審議 会等 (1 の項 から 20 の項 まで に掲 げる もの を除 く。)	審議会 等文書 (二十九 の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申, 最終答申, 中間報告, 最終報 告, 建議, 提言	
22~25 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		22~25 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
26	所管行 政に関 する事 項	所管行政	1項目 (略)	30年	(略)		26	所管行 政に関 する事 項	所管行政	1項目 (略)	30年	(略)
			外交政策を遂 行する上で重 要な事項に係 る意思決定に 至るまでの審 議, 検討又は協 議の過程を記 録した文書		・ <u>議事の記録</u>					外交政策を遂 行する上で重 要な事項に係 る意思決定に 至るまでの審 議, 検討又は協 議の過程を記 録した文書		・ <u>会議記録</u>

			3～4項目 (略)		(略)				3～4項目 (略)		(略)
			5～7項目 (略)	10年	(略)				5～7項目 (略)	10年	(略)
			大使会議に関する資料及び 会議記録のうち重要なもの		・ <u>議事の記録</u>				大使会議に関する資料及び 会議記録のうち重要なもの		・ <u>会議結果の概要</u>
備考						備考					
一 (略)						一 (略)					
二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定による。						二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定による。					
三～五 (略)						三～五 (略)					